

消費者機構日本ニュースレター

年頭所感

153号

差止請求関係業務及び被害回復関係業務を着実にすすめる

特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 理事長 藤井 喜継

新年明けましておめでとうございます。旧年中は、多くの皆様に当機構の活動にご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。2019年も、差止請求等の消費者被害の拡大防止の活動を引き続き着実にすすめて、12月19日時点で、裁判外で是正が図られ公表にいたったものが4件となっています。また、一昨年に提訴いたしました差止請求訴訟1件については引き続き係争中となっています。

そして、集団的消費者被害の回復の取り組みとしては、消費者裁判手続特例法にもとづく第2号訴訟として、虚偽または著しく誇大な効果を説明して情報商材を販売した(株)ワンメッセージ及び泉忠司を被告とする共通義務確認訴訟を、4月に提起し、3回の期日を重ねてまいりました。さらに、10月には、同法にもとづく第3号訴訟として、医学部において不正入試を行った順天堂大学に対する共通義務確認訴訟を提起しました。一昨年12月に提起した東京医科大学に対する共通義務確認訴訟については訴訟対応をすすめて、本年3月6日に判決が言い渡されます。

裁判外の取り組みでは、アパート建築請負契約の申込時に申込金を受領し、本契約締結前に申込撤回をしても申込金を全額返還しないという事業者に対し、これまで不返還とされた申込金の被害者への返金対応を求め、実現しました。

このように集団的消費者被害の取り組みも着実にすすめてまいりました。

この他、消費者の皆様からは引き続き多くの情報をいただいておりますが、消費者裁判手続特例法における制度的制約から、なかなか裁判外の申入れにも至らないケースが多数あります。そのような経験をふまえ、昨年7月に特定適格消費者団体3団体の連名で、消費者庁及び消費者委員会にあてて「消費者裁判手続特例法3年後見直しに向けた意見書」を提出しております。

昨年10月には、消費者契約法の次なる改正に向けて、「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書」に関する意見を消費者庁に提出いたしました。

本年も差止請求関係業務及び被害回復関係業務を着実にすすめるとともに、それらの実務経験をふまえ、消費者裁判手続特例法改正及び消費者契約法改正について意見表明を行ってまいります。

また、これらの活動を維持・発展させていくための財政基盤強化が、焦眉の課題となっています。現在、消費者スマイル基金から助成をいただいておりますが、さらに消費者問題に関心をお持ちの皆様にも広く寄付等をお願いしてまいりたいと思います。

本年も変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

第31回消費者志向経営セミナーのご案内：「改正民法（債権法）～消費者契約に与える影響～」

2020年4月に改正民法（債権法部分）が施行されます。各企業においては、改正民法に対する対応は進められていると思いますが、この改正による消費者対応について、どのような影響があり、事業者にどのような対応が必要となるのか、当機構の理事であり、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会前委員長の瀬戸和宏弁護士が解説します。

記

講師：瀬戸和宏 弁護士
消費者機構日本 理事、
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 幹事 前委員長
千葉大学大学院専門法務研究科 非常勤講師

1. 日時：2020年3月11日（水）13時30分～16時40分（受付：13時～）
2. 会場：主婦会館プラザエフ 5階会議室
3. 参加費：お一人様 7,000円
4. 対象者：企業・団体の法務・内部統制・コンプライアンス・顧客対応・消費者契約担当部門の担当者
5. 参加人数：40名（先着順）
6. 申込方法：添付のセミナー申込書にて、お申込みください。
FAX： 03-5216-6077
E-mail： seminar@coj.gr.jp

※お申込後は、当機構よりご記入者様あてに、セミナーのご案内および参加費請求書を郵送でお送りします。お申込み時点で定員を超えていた場合は、すみやかにご連絡いたします。

LAVA（ホットヨガスタジオ）のキャンペーン案内等の広告表示等が改善されました。

当機構は、LAVAのキャンペーン時の適用条件についての表示が有利誤認表示にあたる可能性があることや、継続必須期間中に解約する場合に解約金水準等について、株式会社LAVA Internationalと協議をすすめてきました。その結果、一定の改善がはかられたと判断し、協議を終了しました。

【協議した主な内容】

①有利誤認表示について

ヨガスタジオに係る広告において、随時実施しているキャンペーンの適用条件が小さい為、目立つ大きさになるようにしてほしい。

②継続必須期間中に解約する場合の解約金について

適切な解約金水準としてほしい。

③体調を崩す方が最小限になる取り組み

ホットヨガという高温多湿の環境の中で実施されることから、会員が自らの体調、体質等を十分考慮の上、ホットヨガの申込を行うか判断ができるよう、加入時に健康被害に対するリスク説明と確認を徹底してほしい。

【協議結果】

①有利誤認表示について

<チラシ>

「適用条件」と表題がついた。赤字やアンダーラインが引かれた。

字のポイント数が、少し大きくなった。

<ウェブサイト>

「詳細は下部にて確認ください」をクリックすると、適用条件に画面が移るよう修正した。

②継続必須期間中に解約する場合の解約金について

継続必須期間中に解約する場合は、割引プランの適用が無効となり、解約時に定価月額と特別月額との差額分の解約金（上限 25,000 円）を支払う。

※協議開始当初は、定価と特別価格の差額でしたが、協議中に LAVA は解約金を一律 25,000 円に変更しました。当機構は、一律 25,000 円の解約金は、契約後まもなく解約した方にとっては、過大な解約金になる為、再考をもとめていました。

③体調を崩す方が最小限になる取り組み

マンスリーメンバー登録申込書のチェック欄を追加した。

マンスリーメンバー登録申込書

2.ご利用について

10 レッスン は自己責任のもと、無理のない範囲で行うようお願いいたします。医師から運動を禁止されている方、心臓病、高血圧症、皮膚病、精神病、及びこれらに類する疾患、集団感染の恐れのある疾患、一時的な筋肉の痙攣や意識の損失を招く疾患を有する方はご利用いただけません。

なお本件につきましては、「合意書」を締結して協議を終了しました。

「合意書」の内容や、改定後の「マンスリーメンバー制度規約」「マンスリーメンバー登録申込書」については、http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_191209_01.html をご覧ください。

株式会社常陽銀行によるカードローン規定の改定について

消費者機構日本は、2019年8月1日、(株)常陽銀行（以下「常陽銀行」）が無担保カードローン「キャッシュピット契約規定」で使用している「相続の開始があったときは、期限の利益を失ったとして相続人は被相続人の債務の全額を直ちに一括で返済する」旨の条項（以下「本件条項」(※)）には、消費者契約法10条違反があるとして削除を求める申し入れを行いました。

(※) 常陽銀行の本件条項とは「キャッシュピット契約規定」の第14条1項7号です。正確には以下の記載内容となっていました。

第14条（期限の利益喪失）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。

(1)～(6) は記載省略

(7)相続の開始があったとき

【回答】

常陽銀行からは、8月27日付で以下の対応とするとの回答がありました。

- 「キャッシュピット契約規定」から、本件条項を削除する。
- 相続開始により直ちに期限の利益を喪失しない運用とする。

【当機構の評価】

常陽銀行は、「キャッシュピット契約規定」から、本件条項を削除することを決定しました。これにより、相続人は相続の開始のみを理由とした期限の利益の喪失はしないこととなり、遅延損害金の発生や保証会社から代位弁済を受けることもなくなりました。

帳票改訂等にかかる一定規模の費用負担や相続時の対応に伴う人的負担が発生するなか、当機構からの申し入れに迅速に対応された企業姿勢を当機構は評価します。

なお、常陽銀行は、帳票改定等の作業が済みしだい、本件条項を削除した「キャッシュピット契約規定」の使用を開始するとしています。

★公表ページ：http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_191120_01.html


**全国の適格消費者団体（21団体）のホームページ公表情報
（2019年11月29日～2019年12月25日分）**

○各適格消費者団体（21団体）のホームページの公表情報です。事業者への申し入れ等の活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(11月29日～12月25日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/12/9：楽天㈱に対し、楽天会員規約に対する申入書を送付しました。
《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/12/10：OGATA トラストトレーディング株式会社に対する申し入れ経過について公表します。 ■ 2019/12/10：光井製薬株式会社に対する申し入れ経過について公表します。 ■ 2019/12/10：公益財団法人アタラクシアに対する申し入れ経過について公表します。 ■ 2019/12/10：ステラホールディングス株式会社に対する申し入れ経過について公表します。 ■ 2019/12/10：森トラスト・ホテル&リゾート株式会社に対する申し入れ経過について公表します。
《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<p>■2019/12/3：(株)エムアンドエムから消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」に対する回答を受領しました</p> <p>■2019/12/12：さいたま中央フットケア整体院に対し「申入書」を送付しました</p>
<p>《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>■2019/12/9：LAVA(ホットヨガスタジオ)のキャンペーン案内等の広告表示等が改善されました。</p> <p>■2019/12/25：株式会社エーチーム・アカデミーに対する差止請求訴訟 第12回期日(2020年1月27日 口頭弁論)のお知らせ</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■2019/12/10：株式会社十六銀行から回答書が届きました。</p> <p>■2019/12/17：株式会社アニメイトに対して再申入書を送付しました。</p> <p>■2019/12/17：株式会社マグナ・リゾートに対して問合せ兼再申入書を送付しました。</p> <p>■2019/12/17：株式会社メイションに対して再申入書を送付しました。</p> <p>■2019/12/18：株式会社アイ工務店に対して申入書を送付しました。</p> <p>■2019/12/18：株式会社メイションに対して再申入書を送付しました。</p> <p>■2019/12/18：WILL(株)・(株)ワールドイノベーションラブオール・VISION(株)に関する注意喚起</p> <p>■2019/12/19：株式会社エイチ・アイ・エスから回答書が届きました。</p> <p>■2019/12/24：大東建託パートナーズ株式会社から回答書が届きました。</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/12/2 : プロバイダサービスMOUの契約解除料をめぐる問題について、株式会社イーエムアイ(旧株式会社DEX)に対して、「要請書」を送付しました。 ■ 2019/12/13 : 「外国株式の国内店頭取引」に関する各証券会社のホームページ上の表示に関する調査及び意見交換の結果について ■ 2019/12/16 : 家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に対する差止訴訟の控訴審の第1回裁判が行われました。 ■ 2019/12/19 : USJ のチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求めた第1回裁判が行われました。 ■ 2019/12/24 : 株式会社イーエムアイから 2019年12月23日付「回答書」を受領しました。
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syouhisya-net.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/12/5: アプライド株式会社第29回弁論準備期日の報告(訴訟終結のお知らせ) ■ 2019/12/18 : 株式会社プリンシプルから「回答書」が届きました
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



特定非営利活動法人 消費者機構日本
 発行人: 藤井喜継 編集責任者: 磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
 TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077